

軍服を着る市民とルイーゼ神話 ——近代ドイツにおけるジェンダー秩序一考——

弓削尚子

はじめに

1970年代より揺らぎつつあるドイツ市民社会のジェンダー秩序は、軍隊をめぐる近年の動向によって、またもや猛烈な打撃を受けた、といつてよいのかもしれない。2000年1月、欧州司法裁判所が、女性を戦闘職種から排除するドイツ国内法の諸規定の適用は EC 平等取扱指令に反すると判決を下した。これを受けて、ドイツ基本法、軍人法などが改正され、「武器をとる女性兵士」を認めることになった¹。それまで女性を衛生兵と楽隊兵に制限していたドイツ連邦軍はすべての職種を女性に開放し、2012年現在、約1万8000人の女性が陸・海・空軍、衛生部などに配置され、「武器をとる女性」はもはや例外ではない²。状況となっている²。

そして昨年2011年の7月、男性のみに課された一般兵役義務が事実上、廃止された³。19世紀初頭のプロイセンに始まり、ワイマール期と東西ドイツ創設期を除いて、長期にわたって存続していた「市民社会における女性不在の唯一の装置」が幕を閉じた。1980年代後半以降、兵役拒否者が増加の一途をたどり、近年は、実際に軍務に就く者は対象男子の2割にも満たなかった。兵器・装備の高度化に見合う長期の訓練を必要とする連邦軍にとって、6ヶ月に兵役期間が短縮された兵役義務者よりは、志願兵の方が魅力的な人材であった。

こうして、もはや「軍服を着る」ことは男性にとって義務ではなく、「軍服を着る女性市民」同様、手を挙げて志願する者だけが軍務に就くことになった。「軍隊における権利と義務の男女平等」がこれで実現したことになる。と同時に、「平和／銃後」＝女性、「戦争／前線」＝男性という二元論も、制度上は瓦解した。

そもそも戦争や軍隊、暴力をめぐるこうした性の二元論は、ジェンダー学や女性史・男性史・ジェンダー史研究において検証されているとおり⁴、堅固なものとは捉えるより、むしろその社会的、歴史的構築性に着目すべきである。たとえば近世ヨーロッパ社会では、「武器をとる女」がみられたし、「武器をとらない男」が必ずしも社会の非難にさらされたわけではなかった。「兵士になった女性たち」が少なからず活躍し、女性が武器をとって防衛する行為は評価すらされた⁵。こうした「戦う女」に加えて、前近代には軍隊に生きる女性たちが一定の役割を担っていた⁶。軍隊のために料理、洗濯、看護をする女、兵士の妻や「事実上の妻」、あるいは「売春婦」も従軍し、身分制社会の中で軍隊もまた都市や宮廷と同様、ひとつの社団を形成して

いた⁷。軍隊は男性だけでなく女性にとっても、生活と就業の場であった。他方、都市や宮廷、教会には、武器をとらずに生涯を終える「戦わない男」が存在していた。軍隊が女性不在の男性の領域に特定され、「武器をとる男の男らしさ」が男性全般の規範とみなされるのは、近代の国民軍創設以降のことである。

ところで、「男らしさの学校」といわれた近代の軍隊を対象に、男らしさの規範化を分析する男性史研究は、1990年代以降ダイナミックな発展を遂げている「新しい軍事史⁸」と有機的な関係をもってきた⁹。平時における軍隊にも着目し、社会的規律化装置としての機能を射程に入れる「新しい軍事史」の姿勢は、ジェンダー研究に開かれているからである。そこで明らかにされたのは、近代ドイツにおける「戦う男の男らしさ」と市民的価値観との融合は容易なことではなかった、ということである。18世紀半ばから台頭した、いわゆる「新しい市民層」を中心に、「武器をとる男」の規範化には反発、拒絶がみられた。本来、兵役義務は市民の権利と抱き合わせとなり、「軍服を着る（男性）市民」の制度化が進むにつれ、軍人や軍隊は社会的な評価を受けるようになる。しかしプロイセン・ドイツでは、市民の権利が不十分なまま兵役義務のみが先行したため¹⁰、市民男性の祖国防衛の義務意識ははぐまされず、「武器をとる男」というモデルは上からの押し付けになりかねなかった。

本稿は、近代ドイツにおけるジェンダー秩序生成期に焦点を絞り、戦争・軍隊をめぐる男女の市民モデルの構築過程を明らかにするものである。18世紀末から、身体的、精神的、社会的性差論が声高になり、市民社会のジェンダー秩序が人びとの意識にのぼるようになるが、とくに「男らしさ」の規範化については、19世紀初頭の対ナポレオン戦争と一般兵役義務の法制化が大ききけん引役となった¹¹。プロイセン・ドイツの存亡をかけた戦争により、国家・民族意識が涵養され、「戦う能力」のある「新しい男らしさ」が生まれた。1814年には、全男性に兵役を課す法律が整備され、「国家市民 Staatsbürger」とは「武器をとる男」という意味になった¹²。一般兵役義務の実施には多くの障壁が立ちだかるものの¹³、「戦う男の男らしさ」や「軍事化された男らしさ」が社会的な関心事となる。そしてその舞台裏では、女性は軍事的に無価値なものとされ、兵役義務を負わないがゆえに市民権を享受できないという論理が正当化されていった。「ジェンダー化された国家／国民¹⁴」、あるいは「ジェンダー化された国家市民」の始動である。

もっとも、19世紀初頭の愛国心については留保が必要である。たしかにナポレオンに抵抗する動きはドイツで最初の「ナショナルな運動」と捉えられるが、領邦愛国主義が入り混じっており、必ずしもドイツ国民国家の成立が領邦を超えて望まれたわけではなかった。まずは領邦諸国が立憲主義へと移行し、市民的な自由と平等の保障や立法権限をもつ議会の開設が求められた¹⁵。そこでは、王と市民は対立するのではなく、フランス・ナポレオン軍という共通敵に対して共闘する関係が築かれていった¹⁶。「王のため、祖国のため」がキーワードとなった解放戦争の中で、「ジェンダー化されたネーション」に及ぼす王室の影響についても一考を要するであろう。

繰り返しになるが、対ナポレオン戦争は、戦う能力のある「力強いドイツ人男性」像の原点となり、「軍服を着る（男性）市民」の創出の契機となった。では、この戦争を通じて女性はそもそも国家市民 *Staatsbürgerin* たる自覚を得たのか。得たとするならば、どのような回路で女性はドイツ国家／国民へと統合されていったのだろうか。そしてこの経験は、ドイツ近代市民社会の女性規範にどのような痕跡を残したのだろうか。愛国心を鼓舞した女性の声に耳を傾け、女性たちの愛国的活動にアプローチするとともに、女性と国家を結びつける要となった王室の女性モデルにも踏み込んでみたい。こうした考察は、王室への関心が低かったドイツの女性史研究への批判にもつながっている¹⁷。

以下、対ナポレオン戦争を機に「戦わない男」と「武器をとる女」が背景に退き、戦争・軍隊における男女の国家市民モデルが打ち出されていく様相をみていきたい。

1. 軍服を着る（男性）市民

（1）ヘルマン、あるいは「戦わない男」

18世紀前半、プロイセンでは全国を500ほどの徴兵区に分け、若い男性を徴兵する「カントン制」が敷かれた。対象はもっぱら農民や都市下層民で、後の時代の一般兵役義務とは異なり、貴族や都市市民の男性には免除枠が当然視されていた¹⁸。連隊長レベルの上級将校は軍事裁判権を有し、結婚許可の権限をもつなど兵士の人格まで支配し、貴族と農民の権力関係がそのまま軍隊内に反映されていた。他方、軍隊においては傭兵の依存度が高く、絶対君主の常備軍においても外国人や貧しい日雇い人夫を多く抱え、軍隊はおよそ「ならず者」、「よそ者」の集団という印象が強かった¹⁹。実際のところ、18世紀半ばにプロイセン軍にいたスイス人傭兵ウルリヒ・ブレイカー（1735 - 1798）の証言によると、軍隊内では奴隷制のような非道な扱いが横行し、止むことのない体罰に耐えかねて脱走する者も少なくなかった²⁰。軍隊は、兵士が王や王国への忠誠心を抱くような場ではなかった。

封建的な身分制の枠におさまらず、18世紀半ばごろから勃興しつつあった、いわゆる「新しい市民層」にとって、このような軍隊は蔑みと批判の対象ではあっても、積極的に接点を求めるような場ではなかった。社会の上層と下層に対して線引きすることでアイデンティティを築こうとした新興市民層は、軍隊に自分たちの規範モデルをみつけようもなかった。たとえば、ゲーテが1797年に発表した小説『ヘルマンとドロテア』は、19世紀のドイツ市民の「心の糧」として必読書になっていくが、その主人公は、「戦わない男」である。商人の一人息子ヘルマンは、フランス革命戦争によって生じたおびただしい数のドイツ人避難民を見かねて、食糧や衣類を差し入れようとする。彼は兵役を免除された青年であり、哀れなドイツ人同胞に物質的な救いの手をさしのべても、体を張ってフランス軍と戦おうとはしない。武器をとることは、家業の跡取り息子であるヘルマンにとっても、また両親にとっても

名誉な行為とはみなされていないのである。

とはいえゲーテの時代には、理性的存在としての人間を重んじ、身分制社会の不条理に毅然と立ち向かう啓蒙の精神が普及し、軍隊もまた改善されつつあった。学問領域としての軍事学が発達しはじめ、体系的な軍人教育が施されるようになり、兵士を非人間的に扱う軍隊は批判的となった²¹。社会評論を得意とする啓蒙家 A. F. v. クニツゲが『人間交際術』で描く軍人像は、18 世紀末の記述としてはやや先取りした感があるが、市民規範の書として 19 世紀を通じて長く読まれたことを考えると、一定の軍人像を予見しているだろう。

「もっとも、まだ今世紀〔18 世紀〕の前半には、ある種の粗暴や放恣、社会生活と道徳の規約の無視が、上下を問わず軍人の一般的な性格であった。…だが、今日では様子はまったく違っている。科学、技術のすべての分野、とりわけその職業に必要な分野の知識、控えめで洗練された態度、厳格な特性、柔和な性格、精神と感情の陶冶のための余暇の活用。——これらにおいて多くの人間の尊敬と愛情に価する人物を、ほとんどすべてのヨーロッパの国の軍人の男性や青年に見出すことができるのである²²。」

18 世紀末に打ち出された市民的価値観に基づくジェンダー規範の議論には、「武器をとる男らしさ」が強調されることはなかった²³。市民男性には、闘争心よりも、職業で功をなし、十分な公德心を有し、家族に関心を寄せることのほうが重要とされた。彼らにとって、「祖国の敵」とは「祖国の軍隊の敵」であり、自らの生業や家族を犠牲にしてまで軍事に関わろうとせず、また自らを祖国防衛に向いているとも考えなかった。ゲーテもヘルマンに、「この腕とこの心とを軍隊に捧げ、祖国につかえる」というのは自分にとって「半ばうわべだけの、偽りの言葉」だ²⁴と言わせている。ヘルマンは兵役免除の身を恥だと感じていない。

しかし、フランスに追われた避難民の娘ドロテアと結ばれるこの小説の結末で、ヘルマンは「戦う男」としての覚悟を決める。「このぐらついている時代に自分までがぐらついた気持ちになるような人間は災いを増す」だけであり、動揺するのは「ドイツ人の面目にかかわること」である。「神やおきてのために、両親や妻子のために戦い、ともに敵にあたってたおれる」と決意をした国民は賞賛に値する²⁵、と。これは、妻をめとり、守るべき家族ができたことで、ヘルマンは戦うドイツ人男性としての名誉に目覚めた、と解釈することができる。現実のドイツ市民男性たちは、ヘルマンの変貌のようにはいかないが、19 世紀初頭、フランス・ナポレオン軍に対して全国民挙げての戦い——はじめてのナショナルな戦争——が始まると、「戦う男の男らしさ」と市民的価値観は急速にその距離を縮めていった。

(2) 英雄像の創出

1806年の敗北により、プロイセンの首都ベルリンには戦勝者のフランス兵があふれ、翌年のティルジットの和約で、プロイセンの領土と人口は半分に減らされた。このような国家存亡の危機にフリードリヒ・ヴィルヘルム三世は重い腰をあげ、軍改革に乗り出した。改革を率いるシャルンホルストは、一般兵役義務の必要性を実感していた。農民や貧しい社会層だけが祖国防衛を担うのではなく、財産と教養のある男性が彼らと運命を分かち合うことではじめて、軍隊における義務と名誉の感情が生まれ、「王と祖国のための戦い」は「他の何ものにも及ばない神聖にしてかけがえのないものとなる」と考えた²⁶。身分的特権を排除し、すべての男性に兵役義務を課すことによってのみ、ナショナルな戦争を行うことができるという信条は、外国人募兵を廃止し、兵役免除者を制限し、一般兵役義務制を整える改革の骨子となった。1808年に告示され、幾度か修正を重ねて1814年に最終的な「兵役義務に関する法律」が公布された。これによって、20歳以上の男性は何らかの形で軍隊に動員されることとなった。

しかし、軍隊が祖国愛を抱くドイツ人男性で構成される組織へと編成される過程で、社会の上層や市民層の男性たちから激しい反発が生じた。「徴募はあらゆる文化、学問、産業、市民的自由、すべての人間の幸福の墓場」として、職人や商人、学生らは拒絶反応を示した²⁷。ただし、自由意志に基づく軍隊への志願は、社会における尊敬すべき行為として市民的価値観の範疇を超えなかった。事実、士気を高める愛国的・民族的メディアには市民が大いに関わっていた²⁸。ベルリン大学教授フィヒテ（1762 - 1814）による『ドイツ国民に告ぐ』の連続講義の聴衆も、戦闘的で愛国主義的なパンフレットや詩歌の作者も大半が教養市民層であった。「男が武器をもたず、女がかまどで一生懸命働かなければ…家と国家は滅びるにちがいない」と熱く訴え、多くの解放叙事詩を書いたのは、E. M.アールント（1769 - 1860）であったが、彼は解放農奴身分から大学教授になった、「新しい市民層」を代表する存在であった。

フィヒテもアールントも自身は40歳前後の「戦わない男」であった。多くの若者にとっては、実際に戦場で武器をとった若き詩人たちが「勝利か死か」と訴える言葉の方が心惹きつけられたのかもしれない。なかでも、志願兵として従軍中、ささいな遭遇戦で命を落とした21歳のテオドーア・ケルナー（1791 - 1813）は、軍功をなした兵士としては注目に値しないが、死後、彼が残した多くの解放叙事詩によって若き教養市民男性のモデルとなった²⁹。彼の父親がシラー、ゲーテ、クライストラと交友をもつ教養市民で、息子を「完全な人間であり国家市民」と讃えたことも大きかった。姉が描いた肖像画は、軍服を着る彼の勇姿を後世に伝えた。こうして、ケルナーは単なる「戦争の英雄」ではなく、「公共善のために自らの義務を果たし、武器をとった教養市民の英雄」として偶像化されていった³⁰。

「軍服を着る」ことが市民男性にとって魅力的な装飾となるには、ケルナーのような市民層出身の英雄像が必要であり、そもそも軍隊が市民社会全体において高く

評価されることが前提であった³¹。しかし、解放戦争後 1840 年代半ばまで、プロイセンでは厳しい財政状況から軍隊は拡大することはなく、軍制改革も後退し、兵役免除者の数も増加した³²。兵役義務とバランスをとるべき政治的権利が得られない状況で、「軍服を着る（男性）市民」の規範化は容易ではなく、だからこそ戦後も影響力をもつ英雄像が求められたといえよう。

2. 対ナポレオン戦争と女性

(1) ドロテア、あるいは「武器をとる女」

18 世紀末のフランス革命戦争のさなか、フランス軍に追われる「哀れな避難民の行列」の中にドロテアの姿はあった。小説『ヘルマンとドロテア』で、彼女の勇ましさは印象的である。ある夜、ドイツ難民女性たちが身を寄せていた屋敷にフランス軍のならず者が数人しのびこみ襲いかかった。ドロテアはその一人のサーベルを抜いて切りつけ、「男まさりの手並みをふるって、勇ましく娘たちを救い出し」た。ドロテアは、身のこなしだけでなく、体格もまた「英雄的」であった。彼女はヘルマンに劣らぬ身の丈があり、「女・偉丈夫 die Heldengröße」といってよかった。ゲーテを崇拜し、この小説の文芸論を展開したヴィルヘルム・フォン・フンボルトには、しかし、ドロテアのこの側面が気に入らない。数々のゲーテ作品の中で、ドロテアほど「純粹で自然な女らしさに忠実なキャラクター」はないと絶賛するも、男性に武器を向ける果敢な振る舞いに対しては不満である。「とくにわれわれの時代においては、女性の英雄的な行為を扱うことは難しく、控えめなければならない。…ドロテアはアマゾン〔女性戦士〕ではない。羽目をはずした敵が相手であっても、…みずから進んで人殺しなどできない」³³。

男女の比較人間学を論じたフンボルトは、女性の体格は男性より「小さく、弱く、繊細」で、「傑出した受動性のおかげで、男性よりも長く災厄に耐え、大きな変化を容易に受け止めることができる」と記している³⁴。サーベルを握る女性など、フンボルトが洞察した女性像の範疇にはない。「フンボルトさえ私のドロテアを非難したんだからね。兵隊の襲撃にあって武器を取って打って出たのがいけない、と言う始末だ」とゲーテは後に語っている³⁵。しかし、1813 年から 15 年までの解放戦争においては、「武器をとる女」が、確認できるだけでも 20 名を超えていた。彼女たちの中には名前を変え男装して志願し、下士官にまで昇進する者や「女性英雄 Heldin としての死」を遂げる者もいた³⁶。

「武器をとる女」に加え、兵士のために洗濯・料理・裁縫・行商を担う従軍女性は、19 世紀初頭の軍隊にはなお認められた³⁷。しかし、そこに新しい市民女性モデルが見出されることはなかった。兵士の夫が戦死すれば、軍隊内で生きていくために別の男性兵士を求めざるをえない女性たちは、売春婦とあいまいな境界に位置づけられ、「女の鑑」とは到底言えなかった。そもそも兵士の結婚規制は厳しく、内

縁関係をもつ者が多かった。「夫」の限られた俸給により、「兵士の妻」の経済的な役割は大きく、嫡出であれ非嫡出であれ、子供の教育など顧みる余裕もない。このような夫婦や家族のあり方は、男女の公私領域を明確に区分し、「教養と業績」の重視から、次世代を担う子供の教育に最大の配慮を払う市民的価値観とはかけ離れていると受け止められた。

しかし、危機の時代にあって、女性をはじき出し、男性組織へと再編された軍隊に対し、市民女性たちが無関心というわけではなかった。彼女たちは、改革の進む軍隊との間に接触回路をつくり、解放戦争に参画しようと努めた。その回路とは、「愛国女性協会」である。1813年から1815年にかけて、プロイセンに限らずドイツ全体で約600の「愛国女性協会」が市民女性を中心に設立された³⁸。「男の使命は祖国のために自由を戦い取ること、女の使命は、戦いによる負傷兵や病人を世話し、支え、快復させること³⁹」と協会のひとつは謳っている。当時、前線での死亡よりも、不十分な看護や劣悪な衛生状態のために命を落とす兵士の数が格段に多かったため、資金を調達して野戦病院を設立した女性協会などは大変注目された。ほかにも銃後の女性たちは、兵士の家族（ときに未亡人や孤児）の世話をしたり、戸別訪問や街頭での呼びかけで戦争遂行のための募金を行った。女性協会の集金力と活動は過小評価できず、戦争に欠かせない後方機能をもつものとして社会的に認知されていった⁴⁰。

このような「愛国女性協会」は、近代ドイツにおいて女性が連帯した最初の組織であった。すなわち、ドイツの市民女性たちが主体的に立ち上がった最初の「運動」は、女性自らの権利や解放を主張するためのものでなく、ナショナルな戦争に協力するためのものであった。夫のため、兄弟のため、息子のため、すなわち他者への献身を通じて、市民女性としての自覚ははぐくまれていった。ゲーテのドロテアがヘルマンを惹きつけたのも、彼女が戦争難民の老人や産婦をいたわり、人に尽くす姿にヘルマンの心が動かされたゆえであった⁴¹。

「すっかり自分というものを忘れて、一途に人のために生きたいと思うこと...それに身を慣らしてこそ、女は幸せなのです！子の母となりましたら、それこそありとあらゆる婦徳を備えてはなりません⁴²。」

ヘルマンはドロテアと結ばれる終幕で、「戦う男」としての決意を表明した。一方で、裕福な市民の妻におさまるドロテアは、今後、軍服を着る夫の身支度を手伝えることはあっても、自ら武器をとることはないだろう。難民としてさまよい、ひとり気丈に生きてきたドロテアは、敵軍のならず者から身を守ってくれる夫を得、家庭という居場所をみつけたことで市民女性のモデルとなった。「戦わない男」と「武器をとる女」の物語は、最終的には、動乱の時代を生き抜く市民の家庭建設の意義の中に消滅し、その戦火の中から市民的ジェンダー規範を教示している。

(2) ドイツ女性であること、市民女性であること

『ヘルマンとドロテーア』は、フランス革命軍から逃れるライン地方の住民を扱ったフィクションであったが、教養市民女性のベティ・グライム（1781 - 1827）が1814年に発表した愛国の書は、フランス・ナポレオン軍によって故郷から追放された「不幸な都市ハンプルク」の4万3000人を超す市民の窮状という現実を踏まえて執筆された⁴³。グライムは、この戦争を通じて、ドイツ女性に愛国心が芽生えただけでなく、家庭の外の世界に「女性の明敏なまなざし」が向けられ、公的福祉に関心をもつ市民女性としての自覚が生まれたとしている。

「公共心、祖国愛、祖国の誇りは、もはやなじみのないものではありません。むしろ、あなた〔ドイツ女性〕の中に、純粋な炎となって燃えているのです⁴⁴。」

グライムはドイツ民族の歴史をひもとき、「かつての栄光に満ちた女性英雄 **Heldin** の勇敢」「奢侈や傲慢を排除する質素」「貞操と夫への忠誠」「自己制御」「深い信仰心」などをドイツ女性の本来の特徴とし、これらに回帰すべきだと主張する。ただしここでは、「女性英雄の勇敢」とは、女性自ら武器をとることではなく、「戦う男」を戦場に送り出す勇氣と読み替え、銃後の女性の規範が唱えられている。いわく、ドイツの娘は「戦うことのできない臆病者の腕に抱かれてはなりません」、ドイツの母は「戦うことのできる息子に刀をとらせ」、ドイツの妻は「勇敢な戦士である夫に最後の接吻をして立派な決意をさせなさい⁴⁵」。「銃後の女性像」とは、「戦う男の男らしさ」を是とする女性像である。

グライムは、フランスに対する敵対心を煽ることで女性たちの愛国心をさらに奮い立たせようとする。フランス人は「狡猾で筆舌に尽くしがたい裏切り行為によってわたしたちに不断の恥辱を与え、わたしたちの自由な精神を永久の鎖につなげようとした罪ある民族だ⁴⁶」とグライムの口調は激しい。

このような対仏意識は、ドイツ市民女性の生き方と結びつけられていく。

「絶大な力をもつ服飾モード、媚びるような生き方、狡猾でひっそりと、しかし確実にあらゆる民族性を打ち砕いていく言語〔フランス語〕がふるう「暴虐はおそろしいものです！」。女性たちが長い間、盲目的に身につけていたフランスの衣服を脱ぎ捨て、「気取り、うわべを繕うこと、華美に装うこと」をやめ、「虚栄心に惑わされず…自分を信じ、堅実なもの、真なるものを選びなさい」。ドイツ語は「わたしたちの言葉であり作品」であり、「偉大な民族の偉大な精神にふさわしいのです⁴⁷」。

フランス語を使用しフランス・モードへの追従に象徴される宮廷（貴族）の非民族的文化が批判され、ドイツ語使用と質素にして堅実な生き方を市民女性の範とするドイツ・ナショナリズムが顕揚されている。これは、フランスを「宮廷／貴族的」というステレオタイプに還元し、ドイツ・ナショナリズムと（男性）市民規範を結びつける論法に通じている⁴⁸。事実、グライムはアールントから多大な影響を受け、ドイツ的女性性を敵国フランスの「女性性」と一線を画する新たな規範として打ち出している。

「この不幸な時代に生きるドイツ女性たちよ、あなたたちは何もしないというのでしょうか」と檄を飛ばすグライムの訴えが孤立しなかったのは、先述の「愛国女性協会」の隆盛で裏付けられている。協会の女性たちは、市民的規範の枠内で銃後の女性像を形成し、その活動は公的に歓迎されるものとなった。

やがて戦争が終結すると、女性たちは家庭という私的領域に戻り、ほとんどの女性協会は解散した。規模を縮小し、貧しい家庭の救済活動を細々と続ける協会もあったが、平和が女性を家庭へと連れ戻したことに変わりはない。だが、戦争を通じて市民女性が培った公共心やナショナルな意識が喪失されてよいというわけではなかった。女性たちが対ナポレオン戦争の記憶を失わずに、祖国愛を抱き続けるには、それを「ドイツ人女性の鑑」とするようなモデルが必要とされた。それは王室から生み出された。「王のため、祖国のため」のかけ声の中、「戦う男」を支えた戦争の記憶は、良き妻・母として市民的理想像を体現し、国家救済に身を捧げた王妃の神話化により、解放戦争の後も、そして20世紀に入っても受け継がれていった。

(3) ルイーゼ神話

ロマン派の詩人ノヴァーリスは、若きプロイセン国王夫妻が市民道徳の鑑となることを期待して次のように記した。

「王室の私生活の気高い質素さ、親密に和合した幸福な王と王妃の姿は、…プロイセンの核となる若者の道徳的陶冶に最良の感化をおよぼすであろう⁴⁹。」

プロイセンの宮廷にそれまでなかった市民的夫婦像を現実のものにしたのはルイーゼ王妃（1776 - 1810）であった⁵⁰。「美しく」「気さく」で「信仰心の厚い」ルイーゼは、夫フリードリヒ・ヴィルヘルム三世（1770 - 1840、在位1797 - 1840）と愛情に満ちた信頼関係で結ばれ⁵¹、ナポレオン戦争敗北の処理や改革の難局にあたる夫を支えるとともに、7人の子供を育てる「家庭的な母親」であった。ノヴァーリスは、ルイーゼを「国家市民を互いに結びつける」女性の亀鑑とし、今後、女性たちは「王妃に似ていることが、新生プロイセンの女性たちの特徴となり、国民的性格となるだろう」と述べている⁵²。国王夫妻の政務や家族の様子を紹介するメディアが登場し——王室を讃えるノヴァーリスの詩もそのような雑誌に掲載された——、「市民的な」夫妻の肖像が銅版画に刻まれて市井に出回るなど、宮廷における「幸福な家族」は人びとに広く知られることとなった⁵³。こうして王と王妃の「幸福な家族」を敬慕する素朴な市民感情が生まれ、君主と臣民の境界が薄れていくなかで、国民全体を「民族家族 Volksfamilie」とするナショナリズムが形成されていった⁵⁴。

よく指摘されるように、フリードリヒ・ヴィルヘルム三世の君主としての世評は低く、ナポレオンに敗北したのは彼の「優柔不断な外交政策」のあらわれとされ、その国政改革への及び腰に批判が集まった。これに対し王妃ルイーゼは、シュタイ

ン、ハルデンベルクら改革派からの信望もあり、ナポレオンの侵略によって不遇となった人びとを慰撫するなど人気が高かった。王妃は、1807年7月、ティルジットの地にナポレオンを訪れ、プロイセンの救済を直談判し、和約の緩和を求めるが、ナポレオンは王妃の懇願を丁重にかわし、彼女の尽力は外交上何ら報いられなかった。しかし、ルイーゼの献身的な祖国愛を示すこの出来事は、人びとのナショナリズムをいっそう掻き立てるとともに、その後のドイツ社会におけるジェンダー規範においても大きな意味をもつことになる。

ルイーゼはナポレオンとの会談から3年後の1810年、34歳の若さで病死した。当時のある雑誌は、「われわれが崇拜する善良な王妃の突然の他界」で「万人の心は揺さぶられ」、「民族全体が悲しみに満ちた」と伝えている⁵⁵。王妃はドイツの現状を憂いて失意の病死を遂げたのではないか、といった悲愴感が漂い⁵⁶、王室の「幸福な家族」の終わりは「民族家族」全体の暗い将来を暗示するようにも捉えられた。「ドイツを息絶えさせてはならない」、「王（妃）のため、祖国のため、立ち上がらなければならない」と、人びとの焦燥と闘争心が刺激された。こうして、再びナポレオンに対する戦いの準備が整えられた。

1813年3月、フリードリヒ・ヴィルヘルム三世はナポレオンに宣戦布告し、「わが民族に告ぐ」と呼びかけ、男たちに武器をとることを求めた。祖国愛に駆られた男たちは、「戦う男の男らしさ」の倫理観と美意識に背中を押されて軍隊に志願した。女たちは「愛国女性協会」に集い、銃後に結束した⁵⁷。王は、亡き妻ルイーゼの記憶が民衆の愛国心に及ぼす効果をよく理解していた。1813年7月のルイーゼの誕生日に、彼は軍隊のすべての階級における「戦う男」の軍功を讃える鉄十字章を設置し、兵士の士気を高めた。翌年、今度は自分の誕生日に、「ドイツの女性たち」に向けてルイーゼ勲章を設置した。それは、「女だてらに」活躍した女性兵士に対してではなく、祖国のために血を流す「われわれの勇敢な男性兵士たち」を看護し、世話する女性を讃えるものであった。愛国心に満ちた若き王妃の死は、彼女の神話を生み出すとともに、民族の絆を強きものとし、ナポレオン・フランスからの解放の戦いを「正当な戦争」として聖戦化した⁵⁸。

フリードリヒ・ヴィルヘルム三世が設置した鉄十字章はその後、半世紀以上の歳月を経て、息子のヴィルヘルム一世により普仏戦争開始にあたって復活した。1870年の開戦の日は、母ルイーゼの命日であった。この勲章は、「ドイツにおける最も重要な武勲章⁵⁹」として「軍服を着る市民」に王妃ルイーゼと対ナポレオン戦争の記憶を呼び起こした。他方、「王妃ルイーゼを記念して、[女性の]祖国愛と博愛を賞揚するため」に設けられたルイーゼ勲章も、19世紀を通じて繰り返し刷新され⁶⁰、兵士を献身的に支える女性の名誉となった。

ルイーゼは自ら武器をとるジャンヌ・ダルクのような女性ではなく、鎧兜を身につけたゲルマニアのような勇姿を民衆に見せることもなかった。白いドレスを美しくまとう女性的な姿で表象され、妻であり母であり、兵士をいたわる女性であった。

第二帝政以降、国母ルイーゼの神話は加速し、学校や病院に王妃の名前が冠され、伝記や小説が数多く出版された。市民家庭の居間にはルイーゼの肖像がかけられるべきだと提言したノヴァーリスの言葉は現実のものとなった。第三帝国のジェンダー規範について述べた G. モッセは、ナチズムの女性モデルにゲルマニアではなくルイーゼが選ばれたのは、彼女が自分の家族をもち、国家に捧げる子供を産んだためだと指摘している⁶¹。19世紀初頭のはじめてのナショナルな戦争以後、国家／国民の記憶において神話化された王妃ルイーゼは、長きにわたって愛国心と市民的価値観を融合する強力な女性モデルであった。

結びにかえて

21世紀に入り、ドイツ連邦軍は女性に戦闘職を開放し、女性兵士の積極的な採用を表明した。他方、19世紀初頭以来の、男性のみに課された徴兵制は、ついに「停止」した。徴兵制停止がもたらす影響として現在、議論されているのは、義務化された「戦う男」との惜別より、「病人や子供を世話する」若いマンパワーを今後どう確保していくのか、という社会福祉面での不安である。かつて「女らしさ」と結び付けられていた介護、看護、保育などの領域は、それだけ多く、兵役代替役務 Zivildienst の若い男性たちに負っていた。

アメリカの女性戦闘員が話題になった湾岸戦争やイラク戦争では、現代の戦争がハイテクで「クリーンな戦争」であり、兵士には、身体能力以外に問われる技能がますます多くなっていることが示された⁶²。身体的性差論にもとづく「戦闘的な性」と「平和的な性」という定式は確実に揺らいでいる。他方、冷戦終結後、軍隊に課せられる国際的な平和維持活動は増加し、これを背景に各国で多くの女性兵士が登用されるという状況もある⁶³。そこでは、平和的な女性性は解体されるどころか、期待され助長されている。

しかし、戦争遂行のための軍隊であれ、平和維持のための軍隊であれ、そもそも軍隊における男女共同参画の実現がフェミニズムの描く理想図なのだろうか⁶⁴。ドイツの女性団体のひとつは、女性解放の遅れを軍隊で巻き返そうとする動向に疑問を投げ、「殺人と抑圧の男女平等などわたしたちは欲しない」と主張した⁶⁵。女性を「平和主義者」、「守られるべき弱き性」とみなす本質主義的な二元論に与することなく、戦争・軍隊への参画を拒否し、脱暴力の思想としてのフェミニズムもまた模索されている⁶⁶。

「軍隊における権利と義務の男女平等」が実現された今、ドイツのフェミニストたちは何を主張し、ドイツの市民社会はジェンダーの諸問題にどう対峙していくのだろうか。その方向性を見定めるためにも、過去におけるジェンダー秩序の功罪を検証し、性の二元論の歴史的構築性を丹念に解きほぐしていくことが今後も不可欠となるであろう。

¹ この改革の端緒は、職を求める 1 人の女性電気工の訴えであった。1996 年、ハノーファー出身の 19 歳のターニャ・クライルは、連邦軍の電気修理部門のポストに応募したところ、「いかなる場合も女性に武器をとる職務をさせてはならない」という基本法に則って不採用となった。クライルは職業における性差別としてハノーファー行政裁判所に提訴し、ルクセンブルクの欧州司法裁判所が「先行判決」として「ドイツにおける女性最後の就業禁止」を破棄する決定をした。Uwe Gail, Art.12a GG im Lichte der europäischen Richtlinie zur Gleichbehandlung und die Auswirkungen der Entscheidung des EuGH im Fall „T. Kreil“ auf das Wehrrecht, (Inauguraldissertation zur Erlangung des Doktorgrades an der Fakultät für Sozialwissenschaften der Universität der Bundeswehr München), Online-Ausg., 2004, Kreil gegen Deutschland, in: http://www.emma.de/kreil_gegen_deutschland_1_00.html, Bürgerin in Uniform, in: http://www.zeit.de/2000/03/200003.frauen_militaer_xml?page=all, 水島朝穂「軍隊とジェンダー——女性の戦闘職種制限を素材として」愛敬浩二ほか編『現代立憲主義の認識と実践』(日本評論社、2005 年)、543 - 567 頁。なお 20 世紀末の時点でハンガリー、ノルウェー、スペインは女性に軍隊の全職種を開放しており、カナダとベルギーは潜水艦を除く職種を女性に開いていた。

² Susanne Lopez, Normalität. Frauen in der Bundeswehr, Stand am 10.01.2012, Carsten Höhne, Die ersten Frauen im Dienst an der Waffe, Stand am 21.2.2011, in: <http://www.bundeswehr.de>

³ 基本法における兵役義務の原則はそのまま残るため、廃止ではなく停止となる。Thomas Wiegold, Die Reform der Bundeswehr, Stand vom 11.1.2011, in: <http://www.magazin-deutschland.de>, Von der Wehrpflichtarmee zur Freiwilligenarmee, Stand vom 1.7.2011, in: <http://www.bmvg.de>, 木戸衛一「徴兵制「停止」に向かうドイツの政治社会」『立命館法学』(2010 年第 5・6 号)、とくに 507 - 516 頁。

⁴ Cilja Harders, Krieg und Frieden. Feministische Positionen, in: R. Becker / B. Kortendiek (Hg.), *Handbuch Frauen- und Geschlechterforschung*, Wiesbaden 2008, S.524-529, Jennifer A. Davy u.a. (Hg.), *Frieden - Gewalt - Geschlecht. Friedens- und Konfliktforschung als Geschlechterforschung*, Essen 2005, 加藤千香子・細谷実「序論『暴力とジェンダー』という問題」同編『暴力と戦争』(ジェンダー史叢書 5、明石書店、2009 年)、5 - 14 頁、上野千鶴子ほか編『軍事主義とジェンダー』(インパクト出版、2008 年)。

⁵ ルドルフ・M・デッカー／ロッテ・C・ファン・ドウ・ボル (大木昌訳)『兵士になった女性たち——近世ヨーロッパにおける異性装の伝統』(法政大学出版局、2007 年)、Ulinka Rublack, Metzke und Magd. Frauen, Krieg und die Bildfunktion des Weiblichen in deutschen Städten der Frühen Neuzeit, in: *Historische Anthropologie*, 3, 1995, S.412-432.

⁶ Karen Hagemann, Militär, Krieg und Geschlechterverhältnisse, in: R. Pröve (Hg.), *Klio in Uniform? Probleme und Perspektiven einer modernen Militärgeschichte der Frühen Neuzeit*, Köln 1997, S.35-88, 大久保桂子「戦争と女性・女性と軍隊」『戦争と平和』(岩波書店、1997 年)、205 - 226 頁、鈴木直志『ヨーロッパの傭兵』(山川出版社、2003 年)、22 - 28 頁。

⁷ 兵舎が整備されるのは 19 世紀以降のことで、兵士は都市民の家に宿営することが一般的であった。その限りでは、軍隊は内に閉ざされた社団ではなく、社会的にも経済的にも、都市に生きる女性たちと接点を有していた。Hagemann, Militär, S.66-77.

⁸ Ralf Pröve, *Militär, Staat und Gesellschaft im 19. Jahrhundert*, München 2006 ((阪口修平監訳) 『19 世紀ドイツの軍隊・国家・社会』(創元社、2010 年)), 阪口修平・丸島宏太編『軍隊』(ミネルヴァ書房、2009 年)、丸島宏太「下からの軍事史と軍国主義論の展開」『西洋史学』226 号 (2007 年)、128 - 141 頁、バルント・ヴェーグナー (中田潤・山根徹也訳)「マルスとクリオの間で」『現代史研究』51 (2005 年)、75 - 84 頁、阪口修平「近世ドイツ軍事史研究の現況」『史学雑誌』第 110 編第 6 号 (2001 年)、84 - 103 頁、鈴木直志「近世ドイツにおける軍隊と社会」『桐蔭法学』第 6 巻第 1 号 (1999 年)、181 - 212 頁、望田幸男『軍服を着る市民たち』(有斐閣、1983 年)。

⁹ Karen Hagemann, Krieg, Militär und "Mainstream". Geschlechtergeschichte und Militärgeschichte, in: K. Hagemann / J. H. Quataert (Hg.), *Geschichte und Geschlechter*, Frankfurt a.M. / N. Y. 2008, S. 92-129, Karen Hagemann / Ralf Pröve (Hg.), *Landknechte, Soldatenfrauen und Nationalkrieger*, Frankfurt a.M. / N. Y. 1998, Ute Frevert (Hg.), *Militär und Gesellschaft im 19. und 20. Jahrhundert*, Stuttgart 1997.

¹⁰ プロイセンでは、解放戦争時に兵役義務が課され、その際、政治的権利が約束されたものの完全な実現をみず、戦後も市民の義務と権利は不均衡なままであった。フランス革命時に、まず市民権を

与え、それから兵役義務を課したフランスとは対照的である。松本彰「市民社会と国民国家、そして戦争——ドイツ近現代史における Bürger」『Quadrante』第 10 号 (2008 年)、113 - 127 頁。なお、プロイセン改革期のシュタインやシャルンホルストは、「市民社会のどの身分も」兵役に就かねばならず、兵役義務こそ「国家市民であること Staatsbürgerlichkeit の基礎であり証である」と考えた。Staatsbürger は「国家市民」とも「公民」とも訳されるが、本稿では国家と市民社会との接合を意識して「国家市民」に統一して記す。

¹¹ Karen Hagemann, >Männlicher Muth und Teutsche Ehre<. *Nation, Militär und Geschlecht zur Zeit der Antinapoleonischen Kriege Preußens*, Paderborn 2002, Karen Hagemann, Der >Bürger< als >Nationalkrieger<, in: Hagemann / Prüve (Hg.), *Landsknechte*, S.74-102, Karen Hagemann, >Heran, heran, zu Sieg oder Tod!<. Entwürfe patriotisch-wehrhafter Männlichkeit in der Zeit der Befreiungskriege, in: Th. Kühne (Hg.), *Männergeschichte – Geschlechtergeschichte. Männlichkeit im Wandel der Moderne*, Frankfurt a.M. 1996, S.51-68 (「愛国的な戦う男らしさ」(星乃治彦訳)『男の歴史』(柏書房、1997年)、47 - 63 頁)。

¹² 注 11 の文献に加え、Ute Frevert, Soldaten, Staatsbürger. Überlegungen zur historischen Konstruktion von Männlichkeit, in: Kühne (Hg.), *Männergeschichte*, S.69-87 (「兵士・国家公民としての男らしさ」『男の歴史』65-84 頁), Ute Frevert, Das jakobinische Modell. Allgemeine Wehrpflicht und Nationsbildung in Preußen-Deutschland, in: Frevert (Hg.), *Militär und Gesellschaft*, S. 17-47, Ute Frevert, *Die kasernierte Nation. Militärdienst und Zivilgesellschaft in Deutschland*, München 2001.

¹³ プロイセン軍制改革後も兵役免除者は少なくなく、男子国民皆兵の原則が定着するには、19 世紀後半まで時間を要した。Frevert, das jakobinische Modell, 丸島宏太「兵役・国家・市民社会」阪口・丸島編『軍隊』249 - 291 頁。プロイセン以外の地域の一般兵役義務導入とその抵抗については、丸島宏太「ドイツ陸軍——ドイツにおける『武装せる国民』の形成」三宅正樹ほか編『ドイツ史と戦争』(彩流社、2011年)、205-229 頁。

¹⁴ Ida Blom / Karen Hagemann / Catherine Hall (ed.), *Gendered Nations. Nationalisms and Gender Order in the Long Nineteenth Century*, Oxford / N. Y. 2000.

¹⁵ Otto Dann, *Nation und Nationalismus in Deutschland, 1770-1990*, München 1996 (3. Aufl.), S.72-84 (「末川清・姫岡とし子・高橋秀寿訳」『ドイツ国民とナショナリズム 1770 - 1990』(名古屋大学出版会、1999年)、45 - 54 頁)。

¹⁶ 王と市民が対立したフランスと異なり、ドイツの国家市民 Staatsbürger 意識は王と市民が解放戦争とともに戦うことにより覚醒された。松本「市民社会と国民国家」。

¹⁷ 近代ドイツを対象とする代表的な女性史研究は、市民的な女性規範に果たした王室の役割には言及していない。たとえば、Ute Frevert, *Frauen-Geschichte. Zwischen Bürgerlicher Verbesserung und Neuer Weiblichkeit*, Frankfurt a.M., 1986, (「若尾祐司ほか訳」『ドイツ女性の社会史』晃洋書房、1990年)。しかし、後述するように、プロイセン王室ルイーゼ王妃は、理想的なドイツ人女性として 20 世紀まで大きな影響力をもった。

¹⁸ 18 世紀を生きる大半の人びとは軍隊経験をもたず、「多くの男性、特に中間層や上層の圧倒的多数の男性は、兵士にならなかった。」Prüve, *Militär*, S.3 (6 頁)。

¹⁹ 阪口修平「常備軍の世界」阪口・丸島編『軍隊』67 - 105 頁、鈴木『ヨーロッパの傭兵』。

²⁰ ウルヒリ・プレーカー (阪口修平・鈴木直志訳)『スイス傭兵プレーカーの自伝』(刀水書房、2000年)。プレーカーが言葉巧みに騙され、プロイセン軍の傭兵になっていく経緯が興味深い。

²¹ 軍隊改革は、戦争経験のある開明的な貴族により提唱されており、教養市民層の論者は稀である。Heinz Stübgen, Das höhere militärische Bildungswesen im Zeichen der Aufklärung, in: K.-H. Lutz, u.a. (Hg.), *Reform – Reorganisation – Transformation. Zum Wandel in deutschen Streitkräften von den preußischen Heeresreformen bis zur Transformation der Bundeswehr*, München 2010, S.29-42. 鈴木直志『「教養ある将校」と『気高い兵士』』阪口・丸島編『軍隊』145 - 186 頁。

²² Adolph Freiherr Knigge, *Über den Umgang mit Menschen*, [1796, 5.Aufl.], Stuttgart 1991, S.374 (「笠原賢介・中直一訳」『人間交際術』(講談社、1993年)、556 - 557 頁)。

²³ Frevert, Soldaten, S.73-74, Frevert, *Die kasernierte Nation*, S.44-45.

²⁴ Johann Wolfgang Goethe, *Hermann und Dorothea*, Stuttgart 2010, S.27, 28 (「国松孝二訳」『ヘルマンと

ドロテア』(新潮文庫、1997年)、38、39頁。ただし、訳語は一部変更した)。

²⁵ *Ibid.*, S.75, 76, (98, 99頁)。

²⁶ Frevert, *Die kasernierte Nation*, S.35.

²⁷ *Ibid.*, S.29-30, S.71-81, 丸島「兵役・国家・市民社会」、259 - 264頁。

²⁸ Hagemann, *Männlicher Muth*, S.163-166.

²⁹ René Schilling, Die Soziale Konstruktion heroischer Männlichkeit im 19. Jahrhundert. Das Beispiel Theodor Körner, in: Hagemann / Prüve (Hg.), *Landsknechte*, S.122, 大貫敦子「死へと誘う『若き英雄』の肖像」姫岡とし子・川越修編『ドイツ近現代ジェンダー史入門』(青木書店、2009年)、281 - 289頁。

³⁰ Schilling, Die Soziale Konstruktion, S.127.

³¹ Frevert, Das Militär als „Schule der Männlichkeit“, S.152.

³² Frevert, *Die kasernierte Nation*, S.61-81, Prüve, *Militär*, S.12-16 (24 - 30頁), 丸島「兵役・国家・市民社会」、259 - 260頁。

³³ Wilhelm von Humboldt, Über Göthes Herrmann und Dorothea, [1798]: A. Flitner / K. Giel (Hg.), *Werke in fünf Bänden*, Bd.2, Stuttgart 1995, S.125-356.

³⁴ Wilhelm von Humboldt, Plan einer vergleichenden Anthropologie, in: *ibid.*, Bd.1, S.364.

³⁵ エッカーマン (山下肇訳)『ゲーテとの対話』(岩波文庫、2001年)、中巻、83頁。

³⁶ Karen Hagemann, Heldenmütter, Kriegerbräute und Amazonen. Entwürfe >patriotischer< Weiblichkeit zur Zeit der Freiheitskriege, in: Frevert (Hg.), *Militär und Gesellschaft*, S.196-197.

³⁷ Hagemann, *Militär, Krieg*, S.77-80.

³⁸ Dirk Alexander Reder, >...aus reiner Liebe für Gott, für den König und das Vaterland<. Die patriotischen Frauenvereine in den Freiheitskriegen von 1813-1815, in: Hagemann / Prüve (Hg.), *Landsknechte*, S.199-222, Frevert, *Die kasernierte Nation*, S.55-56, Hagemann, *Heldenmütter*, S.192-195, 姫岡とし子「ドイツの女性運動と領域分離」姫岡・川越編『ドイツ近現代ジェンダー史』234 - 253頁。

³⁹ Reder, *aus reiner Liebe*, S.213.

⁴⁰ Hagemann, *Heldenmütter*, S.193.

⁴¹ フンボルトもまた、快く人助けをするドロテアの性格に着目している。「というのも、これがなければ家庭的な徳を備えることは不可能で、すべての女性の美しさと偉大さというのは、この性格を幹として花開かなければならないのである」。Humboldt, *Über Göthes Herrmann und Dorothea*, S.345.

⁴² Goethe, *Hermann und Dorothea*, S.57 (75頁)。

⁴³ Betty Gleim, *Was hat das wiedergeborene Deutschland von seinen Frauen zu fordern?*, Bremen 1814.

⁴⁴ *Ibid.*, S.6.

⁴⁵ *Ibid.*, S.9.

⁴⁶ *Ibid.*, S.24.

⁴⁷ *Ibid.*, S.29-31. ドイツ的な衣服については当時議論が盛んで、フランス・モードを捨て、ドイツの道徳を尊ぶ姿勢を可視化するものとして愛国心の象徴とみなされた。Hagemann, *Heldenmütter*, S.188.

⁴⁸ ドイツのナショナリズム形成にフランスへの敵対意識が不可欠であったという点については、Michael Jeismann, *Das Vaterland der Feinde. Studien zum nationalen Feindbegriff und Selbstverständnis in Deutschland und Frankreich 1792-1918*, Stuttgart 1992, ミヒャエル・ヤイスマン『国民とその敵』木村靖二編(山川出版社、2007年)。ただし、女性のナショナリズム形成に対するヤイスマンの関心は低い。

⁴⁹ Novalis, *Glauben und Liebe oder der König und die Königin*, in: H. J. Mahl / R. Samuel (Hg.), *Novalis. Werke in einem Band*, München, 1982, S.500 (「信仰と愛、または王と王妃」(今泉文子訳)『ノヴァーリス作品集』(ちくま文庫、2007年、ただし、訳語は一部変更した)、第3巻、157頁)。

⁵⁰ Günter de Bruyn, *Preußens Luise. Vom Entstehen und Vergehen einer Legende*, München 2004 (2.Aufl.), S.30, Wulf Wülfing / Karin Bruns / Rolf Parr, *Historische Mythologie der Deutschen 1798-1918*, München 1991, S.59-68. 没後 200 年を記念した展示会のカタログも参照。Luise. *Leben und Mythos der Königin. Begleitpublikation zur Ausstellung anlässlich des 200. Todestages im Schloss Charlottenburg*, Berlin 2010.

⁵¹ フリードリヒ・ヴィルヘルム三世の前任である、フリードリヒ二世(大王)もフリードリヒ・ヴィルヘルム二世もそれぞれ皇妃との結婚生活は破綻しており、市民的夫婦モデルにはなりえなかった。

⁵² Novalis, *Glauben und Liebe*, S.497 (151頁)。ドイツ女性のモデルとして神話化されていく王妃ルーゼについては、注 50 の文献に加えて、Rudolf Speth, *Königin Luise von Preußen als Nationalheldin*, in:

Zeitenblicke, 3(2004)1, Hagemann, *Männlicher Muth*, S.354-374, Hagemann, *Heldenmütter*, S.187-188, ジョージ・L・モッセ (佐藤卓己・佐藤八寿子訳) 『ナショナリズムとセクシュアリティ』(柏書房、1996年)、122 - 124 頁。

⁵³ De Bruyn, *Preußens Luise*, S.34.

⁵⁴ Hagemann, *Männlicher Muth*, S.350-393. 家族としての国家／国民ならば、女性の居場所も責務もある。「民族家族」という概念は女性の国民統合にとって重要であった。

⁵⁵ C. A. Tiedge, *Die Wanderer. Eine Kantate dem verwaisten Geburtstage der unvergeblichen Königin Luise von Preussen gewidmet*, in: J. E. Biester (Hg.), *Neue berlinische Monatschrift*, Berlin, April 1811, S. 193 - 210.

⁵⁶ ジャン・パウルクレメンス・ブレンターノらがルイーゼの死を悼む詩を書くなど、新聞、雑誌には哀悼の記事が多く掲載された。Wülfing, *Historische Mythologie*, S.76-85.

⁵⁷ 「愛国女性協会」のメンバーは、教養市民女性が大半であったが、そもその始まりは、王が宣戦布告して3日後、プロイセンの王妃たちが「プロイセン国家の女性たちに告ぐ *Aufruf an die Frauen im Preußischen Staate*」と呼びかけ、祖国救済のために女性協会の設立を促したことによる。銃後の女性の創出をまた、王室が契機を成した。Paul Seidel, *Eine Erinnerung an den ersten Frauenverein 1813*, in: P. Seidel (Hg.), *Hohenzollern-Jahrbuch*, Berlin / Leipzig, 18(1914), S.237-240, Reder, *aus reiner Liebe*, S.211.

⁵⁸ Wülfing, *Historische Mythologie*, S.76-89, De Bruyn, *Preußens Luise*, S.55-98, Speth, *Königin Luise*, モッセ『ナショナリズム』、121 - 122 頁。

⁵⁹ 1813年に設置された鉄十字章は、1870年の後も、1914年、1939年にそれぞれ復活、刷新され、戦後も再び手を加えられ、連邦軍で存続している。ちなみに、教養市民男性の英雄、テオドア・ケルナーも授与されている。„Das Eiserner Kreuz“, in: K.-V. Neugebauer (Hg.), *Grundkurs deutsche Militärgeschichte*, Bd.1, München 2009, S.162-163.

⁶⁰ ルイーゼ勲章は、1850年、1861年、1866年、1871年に復活、刷新された。Wülfing, *Historische Mythologie*, S.95.

⁶¹ モッセ『ナショナリズム』198、200頁。

⁶² 佐藤文香・海妻径子・岡野八代「特集フェミニズムと戦争——『銃後』から『前線』への女性の「進出」！？を踏まえて」『女性学』13号(2005年)。もともと、「クリーンな戦争」とはアメリカからの見方であり、一般市民の犠牲者を多く出しているイラクにおいては決して「クリーン」でないことは言うまでもない。

⁶³ 佐藤文香「ジェンダー化される『ポストモダンの軍隊』」木本喜美子・貴堂嘉之編『ジェンダーと社会——男性史・軍隊・セクシュアリティ』(旬報社、2010年)、141 - 169頁、Harders, *Krieg und Frieden*, S.526-527.

⁶⁴ 軍隊と男性性の結びつきの解体は必要であるが、女性兵士が増えたところで「軍事主義の延命に手をかすことになるまいか」、「平和維持活動は本当に軍隊が担うことでもっとうまくいくのか」という問いかけは重い。佐藤「ジェンダー化」160、166頁。

⁶⁵ *Frauenverband Courage*, Info vom 16.08.1996. ここでは Gail, Art.12a, S.197 から引用した。

⁶⁶ 上野千鶴子『生き延びるための思想』(岩波書店、2006年)。

Bürger in Uniform und der Mythos der Luise: eine Betrachtung über die Geschlechterordnung der Neuzeit in Deutschland

Naoko Yuge

Man kann wohl sagen, dass der Geschlechterordnung der bürgerlichen Gesellschaft in Deutschland durch die Tendenzen um die Armee in den letzten Jahren ein harter Schlag versetzt wurde. Im Jahr 2000 wurden das Grundgesetz und das Militärgesetz revidiert, so dass „Soldatinnen an der Waffe“ zugelassen wurden. Die Bundeswehr, die bis dahin weibliche Angestellte nur im Sanitäts- und Militärmusikdienst erlaubt hatte, öffnete alle Laufbahnen für Frauen. Heute leisten viele Frauen ihren Dienst bei Heer, Luftwaffe, Marine, im Sanitätsdienst oder bei der Streitkräftebasis. Inzwischen „sind Frauen an der Waffe keine Ausnahme mehr“.

Überdies ist die Wehrpflicht, die nur Männer auferlegt hatte, im Juli 2011 ausgesetzt worden. Damit ging die Zeit der einzigen „frauenlos“ gebliebene Institution in der bürgerlichen Gesellschaft seit dem frühen 19. Jahrhundert zu Ende. Auch Männer sind nun nicht mehr verpflichtet, Uniform zu tragen. So wie „Bürgerin in Uniform“ leistet nur derjenige, der sich freiwillig bewirbt, Militärdienst ab. Das bedeutet die Verwirklichung der Gleichberechtigung von Mann und Frau bei Recht und Pflicht in der Armee. Gleichzeitig ist der Dualismus, Friede / Heimat-Front / Frauen vs. Krieg / Front / Männer institutionsmäßig zerbrochen worden.

Beruhend darauf, dass der geschlechtliche Dualismus geschichtlich konstruiert wurde, fokussiert die vorliegende Arbeit auf die Entstehungsphase der Geschlechterordnung der Neuzeit in Deutschland und betrachtet den Prozess, mit dem das bürgerliche Idealsbild von Mann und Frau im Bereich von Krieg und Armee etabliert wurde. Wie in den bisherigen Forschungen geklärt, existierten in der Frühen Neuzeit mehrere „nicht kämpfende Männer“, die lebenslang keine Waffe trugen. Außerdem war die Armee keineswegs ein exklusiv männlicher Raum. Es gab einen Spielraum, wo tapfere, aber verkleidete Soldatinnen mitkämpfen konnten. Erst nach der Gründung der Nationalarmee wurde die Armee eine reine Männerdomäne, und „das Idealbild der wehrhaften Männlichkeit“ begann sich als Norm durchzusetzen. Was Preußen betrifft, wurde die allgemeine Wehrpflicht 1814

eingeführt. Damit bedeutete „Staatsbürger“ nun „waffenfähiger Mann“. Auf diesem Hintergrund wurde die Logik gerechtfertigt, dass Frauen militärischen Wert verloren und wegen der Nichterfüllung der Wehrpflicht kein Bürgerrecht genießen konnten. Die „gendered nation“ nahm ihren Anfang.

Im ersten Abschnitt wird konstatiert, dass die Armee bis zum Ende des 18. Jahrhunderts überwiegend aus Ausländern und Tagelöhnern als Söldnern bestand, von denen nicht unbedingt Loyalität dem Monarch und Land gegenüber erwartet wurde, während die Offiziere, die teilweise tyrannisch über sie Aufsicht führten, ausschließlich aus dem privilegierten Adel stammten. Es dominierten endlose körperliche Züchtigung und Rauheit, so dass die Armee für Bürgerliche ein Gegenstand der Kritik und der Verachtung war, oder zumindest eine Institution, mit der sie nicht bereitwillig Kontakte knüpften. Aber anlässlich der antinapoleonischen Kriege, „der ersten Nationalkriege in der deutschen Geschichte“, erlebte die Beziehung zwischen der Armee und den Bürgerlichen, vor allem dem gebildeten Bürgertum, Veränderungen. Beeindruckt durch den patriotischen Aufruf von J. G. Fichte und die patriotisch-nationale Lyrik von E. M. Arndt u.a., sprach es laut von einem „tapferen und wehrhaften Deutschen“, und unter der Wirkung der Heeresreform wurde das Idealbild vom „Bürger in Uniform“ geschaffen.

Erwarben Frauen, im Gegensatz zu den Männern, denn durch die Befreiungskriege das Selbstbewusstsein als Staatsbürgerinnen? Und wenn ja, wie wurden sie in die deutsche Nation integriert? Welche Spur hinterließ das Kriegserlebnis des frühen 19. Jahrhunderts für die Norm einer deutschen Frau in der bürgerlichen Gesellschaft? Zur Beantwortung solcher Fragen werden im zweiten Abschnitt Frauenstimmen für die Anregung des Nationalismus genannt, es werden die patriotischen Aktivitäten der Frauen betrachtet und auch das Frauenbild der königlichen Familie thematisiert, das eine große Rolle bei der Verbindung von Frauen mit der Nation spielte. Die beliebte Königin Luise, die das bürgerliche Idealbild im Familienleben ebenso wie in der Heimat-Front verwirklichte, wurde wegen ihrer patriotischen Hingabe und ihrem jungen Tod während der Kriegszeit zum Mythos. Der Mythos der Luise überlebte als Norm für die deutsche Frau bis ins 20. Jahrhundert, eine Tatsache, die in früheren Forschungen zur Frauengeschichte kaum berücksichtigt wurde.

Insgesamt wird die Phase im frühen 19. Jahrhundert untersucht, als sich die „nicht kämpfenden Männer“ und die „Frauen an der Waffe“ zurückzogen und das dualistische Modell von Staatsbürger und -bürgerin vorrückte.